

1. 支援のための法律

身体障害者福祉法

からだの不自由な人びとの更生と、生活の安定や福祉の増進を図ることを目的とし、本人の努力とともに、国や市をはじめ、市民一人ひとりが更生に協力しあうよう定めています。

身体障害者福祉法による各種の援護（18歳未満の人は、児童福祉法の対象となります。）等を受けやすくするために、身体障害者手帳を交付しています。

知的障害者福祉法

知的障害者の更生を援助するとともに、必要な保護を行います。国や市をはじめ、市民の理解と協力を得て、福祉の増進を図るように定めています。

知的障害者（児）の一貫した指導、相談を行うとともに、各種の援護を受けやすくするために、療育手帳を交付しています。（法に定めてはおりませんが、国の通知（要綱）により各自治体が独自に要綱等を定めて実施しています。）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

心の病をもつ人の医療及び保護を行い、社会復帰の促進や自立、社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行うことを目的とし、心の病をもつ人の福祉の増進や国民の心の健康の向上を図るように定めています。一定の精神障害の状態であることを証し、各種の支援を受けやすくするために精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

発達障害者支援法

自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称して、発達障害者の自立及び社会参加に資するよう、それぞれの障害特性やライフステージに応じた支援を行うことを国や市及び国民の責務として定めています。

児童福祉法

国民すべてが、児童の心身ともに健やかな成長と愛護に努めるとともに、国や市は、児童の保護者と協力して実施にあたる責務を定めています。18歳未満の心身障害児の援護は、この法によって定められています。

障害者総合支援法

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者や障害児が自立した生活を営むことができるよう、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく暮らしていける社会の実現を目的とし、国や市が市民と協力して福祉の増進にあたることを定めています。この法律においては、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害・発達障害・難病）に関わらず、必要なサービスを利用できるよう仕組みを一元化し、支給決定の手続きを明確で透明なものにしています。また、地域でより自立した生活を送ることができるよう施設・事業体系を再編し、就労支援等を強化しています。

介護給付や訓練等給付等の障害福祉サービス、自立支援医療、補装具費の支給や地域生活支援事業はこの法律によって実施されます。

介護保険法

40 歳以上の方が被保険者となって保険料を負担し、介護や支援が必要と認定されたときには、利用料（1 割又は3割負担）を支払い、介護サービスや介護予防サービスが利用できる制度です。65 歳以上の人は介護や支援が必要となった原因を問わず、認定の対象となりますが、40 歳以上 65 歳未満の人は、加齢が原因とされる病気（16 特定疾病）により支援が必要な場合に認定の対象となります。原則として、介護保険適用の対象となる人は、障害福祉施策より介護保険制度が優先となります。ただし、介護保険適用の対象となる人であっても、ガイドヘルプサービスの一部や各種の社会参加促進事業など介護保険の給付にないサービスについては、障害福祉施策を利用することができます。

【16 特定疾病とは】、次の疾病のことで。

- 筋萎縮性側索硬化症 ・ 後縦靭帯骨化症 ・ 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症 ・ 初老期における認知症 ・ 脊髄小脳変性症 ・ 関節リウマチ
- 脊柱管狭窄症 ・ 早老症 ・ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患 ・ パーキンソン病関連疾患 ・ 閉塞性動脈硬化症 ・ がん（末期）
- 慢性閉塞性肺疾患 ・ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

障害者虐待防止法

障害者虐待防止法は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐために制定され、平成 24 年 10 月に施行されました。次のような虐待行為を行わないことはもちろん、虐待に当たり、見たり、聞いたりしたときは、市町村の窓口や関係機関に通報してください。

(1)虐待の行為は、大きく 5 種類に分けられます。	
身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴行を加えることや、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。
性的虐待	無理やり（または同意していると見せかけて）わいせつなことをしたり、させたりすること。
心理的虐待	侮辱したり、拒絶したりするような言葉や態度で、精神的苦痛を与えること。
放棄・放任 (ネグレクト)	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。
経済的虐待	本人の同意なく、財産や年金、賃金などを使ったり、理由なく金銭を与えなかったりすること。
(2)虐待は、虐待を行う人により、3種類に分けられます。	
養護者 によるもの	生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。
福祉施設従事者等 によるもの	障害福祉サービスの事業所やその他の福祉施設で働いている職員による虐待のことです。
使用者 によるもの	障害者を従業員として雇用している事業主などによる虐待のことです。

通報は**障害者虐待ホットライン**へ

☎ 080-2772-7755 (24 時間受付)

FAX 0942-30-9752

E-mail h-rights.fukushi@docomo.ne.jp

障害者虐待の通報などに関する情報は、13 ページにもあります。

障害者差別解消法

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の解消を推進するために、国の行政機関と地方公共団体等、また民間業者に対して、必要な措置を規定するために、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

障害を理由として差別を受けたときは、市町村の窓口や関係機関に相談してください。

問合せ先・手続窓口

久留米市役所 障害者福祉課

〒830-8520

城南町 15-3

☎0942-30-9035

FAX0942-30-9752